

[第Ⅱ部]

政策課題別の論説

● 経済・金融・財政政策関係

2012年7月25日

◆消費税率引き上げ実施に関わる課題

1.消費税率引き上げの懸念と対応

「社会保障と税の一体改革」の関連8法案が6月26日の衆議院本会議で可決され、現在は参議院での審議が続けられています。これらの法案のうち、もともと注目されるのが、消費税率を引き上げる「消費税法一部改正案」です。この法案は、消費税率を2014年4月から8%へ、2015年10月から10%へ引き上げることとし、その財源は社会保障分野に充てるとしています。10%に消費税率が引き上げられた場合の税収は、現在より13兆5000億円の増収になることが試算されています。

現在(24年度)の税収見込みの内訳は、所得税13兆4910億円、法人税8兆8040億円、そして消費税が10兆4220億円です。この消費税の増税分は現在の所得税とほぼ同額の増税ということで、国民生活や経済活動に大きな影響を与えることになります。一方で、我が国の財政は危機的な状況にあり、社会保障の制度を今後とも安定的に維持するためにも、一刻も早い財政再建への対応が求められており、消費税増税の影響を最小限にする諸施策の展開が重要になっています。

消費税率引き上げについては、様々な視点に立った反対論が展開されましたが、その主なものは、次の4点に集約されます。

第一は、政策遂行の手順にかかわるもので、国民に負担を求める場合は、国会議員の定数・歳費の削減や、徹底した行財政改革を先に推進すべきだとするもの。これに関連し、民主党が選挙のマニフェストでは消費税

増税を明記しておらず、増税への転換は国民への約束違反であるとする主張も根強いものがあります。

第二は、消費税はその性格から、国民に大きな負担を強いることになり、長期の不況のもとで国民の生活がますます苦しくなっていくというものの。とくに逆累進の性格をもつ消費税の税率引き上げは、低所得者の生活をさらに困窮化させるといふもの。

第三は、経済活動が停滞する中で増税を断行すれば、消費の低迷からさらに景気が後退し、収入や雇用面で国民生活がさらに苦しくなり、また意図した税収も上がらないとするもの。

第四には、取引先への消費税分の価格転嫁の困難が強えられる中小企業が大きな経営問題に直面するといふもの。

これらの主張に関し、増税がもたらす懸念を最小限にし、今回の増税がもつ本来の目的が達成できるような対応のあり方について、以下考え方を述べます。

2.増税政策と行政改革政策の優先の問題

第一の問題ですが、国民感情からすれば、増税の前に行政改革や議会改革など、いわゆる「身を切る」改革を優先すべきだという主張が出てくるのは当然です。また、安易な増税政策は行財政の無駄の排除という政策に対してブレイキ役を果たし、政府の放漫経営を許すことになるという考え方、あるいは増税はぎりぎりまで実施するものではなく、先に行政改革を断行すべきという考えも説得力があります。しかし、これら身を切る改革や行財政改革は、組織的な支持を失うことに繋がってきますので、複雑な利害調整が必要となってきます。また、政権運営のパート

ナーである行政組織の抵抗も強いため、自公政権時代でもそうであったように、常には先送りされてきた政策の一つです。

民主党政権も、これらの行財政改革、公務員制度改革、議員定数削減などについて精力的に議論し、その一部を実現してきましたが、さらなる政策実現にあたっては、利害調整に多くの時間と労力が必要となってきます。しかし、現在の我が国の財政の危機的状況を考えれば、これを守っていれば、時間切れとなってしまう。増税政策は国民には最大の不人気政策であつて、政権を長期に維持しようとすれば避けていきたい政策課題ですが、敢えて現政権が消費税増税に踏み切ったのも、このような深刻な事情があるからです。

一方、国会議員や公務員が「先に身を切るべきだ」とする主張も根強くあります。この議論の前提には、国民と国会議員・公務員の関係は、支配・被支配の対置関係にあり、増税は国民がさらに富を収奪される、という図式が想定されているかのようです。当然、国家議員や国会公務員は国の財政の歳入・歳出をコントロールする権限を有し、また税金から収入を得ていることから、財政を通じて富の再配分において政治家と国民は対置関係にあるかも知れません。しかし、今回の消費税増税は社会保障目的税の性格を有しており、国民みずからの健康維持や老後生活を保障する諸制度の安定化のためなのです。増税の負担は、国民福祉の維持向上という面で必ず跳ね返ってくるものであることを認識すべきでしょう。また、財政破綻が国民生活にどのような影響をもたらすかは、ギリシャなどの欧州の事例を見れば明らかです。

与野党間の折衝の中で、現政権は消費税増税と社会保障改革に向けた国民的議論の枠組みづくりを決断したわけですが、あわせて、行政の

無駄の排除や国会議員・公務員が「身を切る」ための政策も並行して全力で取り組んでいくべきことは言うまでもありません。

3.増税による負担増の問題

第二の問題は、増税によって家計の負担が増え、生活がより厳しくなるということですが、この負担増は二つの面で国民生活や国民経済に影響を与えると考えられます。

一つは、消費税増税による生計費支出の増加がもたらす直接的な影響です。消費税率の引き上げは、消費者にとっては物価上昇という形の負担増になりますので、これまでと同水準の消費生活を維持しようとするなら、貯蓄に回すお金を減らすか、負担増分の収入を増やすしかありません。一方、貯蓄を維持しようとするれば、生活品・サービスの購入量を減らすか、より安いものを購入するという節約の方法しかありません。いずれにしても、生活関連支出の量と質を落したり、将来に備える投資を減らしたりしていくことになります。

もう一つの面は、消費者が物品・サービスの購入量を減らす行動をとれば、全体としての内需が縮小し、このことが経済全般に大きなマイナスの影響を与えるといふものです。商品・サービスを供給する企業は、当然、売上高が減少しますし、販売量を維持しようとして商品価格を引き下げ、それにより利益率が減り、従業員の所得水準が低下することになります。消費税率引き上げが、巡り巡って生活を圧迫することになるのです。

この家計の負担について、シンクタンクや研究者が、家計調査などをもとにして増税による負担増の試算を行っていますが、例えば、代表的な

試算として、年収500万円～550万円の夫婦・子ども二人(妻は専業主婦)の世帯では、税率8%で年間7.2万円、税率10%で11.9万円の負担増といったものがあります。また、低所得者層の試算では、年収250万円未満でも税率10%で負担増は年間で最大7.6万円とされています。

これらの負担を、節約や貯蓄の取り崩し、あるいは家計収入を増やす方法で対応できる家庭は増税を乗りきることができますが、問題は低所得者層です。食料費など家計に占める生活必需品の割合が高い低所得層では、所得との対比において税負担率が高くなる逆進性の性格をもつ税金だからです。

さらに、この消費税増税に先立ち、来年1月より25年間にわたり震災復興増税が行なわれます。具体的には、所得税の納税額に2.1%が上乗せされます。財務省の試算では、夫婦・子ども二人(妻は専業主婦)の場合で年収500万円なら年間増税額は1600円とされています。さらに、住民税については10年間にわたり、年収に関係なく一律年間10000円が増税されます。

増税によつて家計が直撃される低所得者層の負担増を軽減化する施策は極めて重要であり、民主党内でも法案の策定段階から様々な施策の可能性が検討されてきました。その中で、諸外国の事例なども参考に、低所得者層の負担軽減措置については①食料品などの生活必需品の税率を引き下げる軽減税率の採用、②低所得者に対し、負担増分を税金から還元する「給付付き税額控除」や給付金の方式——の二つが有効な措置として取り上げられました。衆議院段階における民主・自民・公明の修正協議では、これらの措置を選択肢として検討することになりま

ことは必至であるという議論も現実味を帯びることになってきます。

今後の経済の推移と増税のタイミングがますます重要になっているわけですが、現在、審議されている法案では、税率引き上げは、「経済状況を好転させること」を条件とすることを記しています。「消費税法改正案」の附則第18条には、次のように明記されています。

第18条 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3パーセント程度かつ実質の経済成長率で2パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

(2) 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び被災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

(3) この法律の公布後、消費税率の引上げに当たつての経済状況の判断を行なうとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前2項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停

した。しかし、税金からの還元・給付方式は低所得者層の所得を正確に把握できるかという所得捕捉の問題が出てきますし、軽減税率では適用にあつての基準の問題や、適用・不適用をめぐる業界ごとの政治活動の活発化などの問題が指摘されています。

法案が可決された後は、制度運営上の効率性や公平性、あるいは徴税と還付に関する行政コストの問題などを含め、これらの負担軽減措置について慎重に議論を進めていく必要があると考えます。

4. 経済への影響——実施時期の問題

一般的に、消費税などの増税政策は景気にマイナスに作用すると言われています。とくに、その影響の大きさは、増税を実施するタイミングにかかっているとされています。

今回予定されている消費税増税が経済全体にどのような影響を与えるかについては、多くの研究者がマクロ経済の計量モデルを使つて試算を行なっていますが、民間のシンクタンクによる試算、あるいは内閣府の試算においても、平成26年の8%引き上げにおいては実質GDP成長率を0.8～1.0%引き下げることが、また平成27年の10%の税率引き上げにおいては実質GDPを約0.6%引き下げることが予測されています。

今日の経済情勢を見ますと、リーマン・ショックから続く世界経済の低迷が依然として続き、さらに東日本大震災や原発事故の打撃と復興のための膨大な負担、電力不足と発電コストの上昇が製造業に与えるマイナスの影響、欧州の財政危機の長期化など、景気回復には厳しい状況が多く見られます。このような状態が続く中で消費税の増税が行なわれれば、1997年の5%引き上げの時と同様に、景気に悪影響をもたらす

止を含め所要の措置を講ずる。

「法案」の検討段階では、税率引き上げには、「名目成長率3%、実質成長率2%」という条件をつけるべきだとの意見も多くありましたが、最終法案ではこの数値はあくまで経済運営の努力目標、つまり「経済情勢をこの目標に向けて好転させていこう」ということになりました。しかも、附則第18条の2項は、自民・公明両党との修正協議で追加された項で、増税によつて財政的な余裕ができれば、成長戦略や防災・減災の公共投資にも予算を重点配分するといふもので、これは経済情勢や財政再建についてかなり楽観した見通しに立っています。

識者の見方は、2014年までに大幅な景気回復が期待できる環境にはないこと、また消費税率引き上げは負担軽減措置などの導入もあり予定どおりの増収は期待できないとするものが一般的ですが、では、この附則第18条の与野党の合意にはどのような意味があるのでしょうか。それは、消費税率引き上げに向けて景気対策に全力を尽くすという政府の強い決意と、増税によつて確保される予算の使い方によつては経済にプラスに作用することもあり得るという考え方が読み取れます。

例えば、菅政権時代の2010年6月に策定された「新経済成長戦略」では、グリーン・イノベーションによる環境への投資拡大、医療・介護などの健康関連産業の振興、観光立国など、大きな成長が期待できる分野の振興政策を打ち出しました。また、大震災後の野田内閣では、今後3年間程度の「自律的成長への土台づくり」として、①被災地域の本格的な復興支援、②災害に強いエネルギー供給体制の構築、③日本ブランドの復活・強化、④企業や人材の海外流出防止・海外からの人材等の流入確保、⑤風評被害の克服による観光需要の回復、⑥新たな成長の芽(コンパ

クトシティ、エコタウンの建設、省エネ・新エネルギー、分散型エネルギーシステムの展開、地域のニーズに合った社会保障サービス、農林水産業の6次産業化等）の育成——などを打ち出しています。

これらの政策の推進に積極的な財政援助を展開することにより、関連産業の収益が回復し、雇用と収入が増加することによって国内需要が拡大すれば、景気回復への道筋が見えてくることになります。

いずれにせよ、消費税率引き上げの最終的な決定は、その時の内閣が判断することになりますが、判断時期が近づいた時に景気の回復が順調でなければ、政府内や与野党間において実施派と慎重派の対立は激化することになります。したがって、政府・与党は、附則第18条の趣旨を十分に踏まえた積極的な政策を推進していき、国民世論が税率引き上げに納得できる経済情勢を作っていかなければなりません。

消費税率を3%から5%へ引き上げた1997年は、年度後半から経済情勢は悪化していましたが、これはアジアの通貨危機や山一証券の破綻をはじめとする不良債権処理問題、社会保障負担の増大など、様々な経済情勢の変動がその主要因とされ、消費税増税が経済全体にどのように影響したかは明確ではないとされています。我が国経済は、内外の経済・政治変動に大きな影響を受けますので、例えば欧州経済の不安定が続けば、いつまでもたつても消費税率の引き上げはできなくなり、その間、我が国の財政事情はますます悪化していくことになります。

消費税率引き上げが経済にマイナスに作用するという考え方に捕らわれることなく、内外の経済情勢を見極めて最良のタイミングで税率引き上げを実施することが重要だと考えます。

分から、A社から商品を購入した際に負担した15万円を差し引いた5万円を納税する。

以上の仕組みは、事業者は取引毎に消費税を上乗せして請求し、受け取った消費税は、仕入れにかかった消費税を控除して税務署に納税するというものです。つまり、自らが付加価値を生んだ分の販売額に相当する消費税を負担すればいいのです。消費者が最終的に負担した20万円の消費税分は、逆の順序でC社が5万円↓A社が5万円↓B社が10万円、という形で納税されるわけです。

しかし、この消費税の転嫁をめぐって日常的に問題が生じているのです。我が国では、各段階に課税される消費税額を明確にする「インボイス（送り状）方式」が採用されていないために、取引における消費税額と実際の商品の売上金額の区分が明確でなくなります。「消費税の転嫁」は「消費税分の価格転嫁」になっているのです。このための、例えば、商品を販売するC社の販売力が強く、A社の商品の納入に関して、納入代金にかかる消費税分を製品価格から値引くよう要請し、A社がやむを得ずこれに応じた場合は、A社の収益が大きく圧迫されることになります。

先程の例で説明しますと、C社はA社からの165万円の仕入れ（消費税分15万円）について、税務署に納税する5万円分の値引きを要求したとします。この製品を当初どおり200万円で販売すれば、C社の納税額は20万円＝14万5000円＝5万5000円となり、値引き前より5000円は増えますが、仕入額は5万円引き下がりましたので、利益は4万5000円増えることになります。一方、A社は150万円（税別）で納入するはずが、145万円に値引きされましたので、消費税の納税額は14万5000円＝10万円＝4万5000円に減額されま

5. 消費税の転嫁の問題と対応策

今回の消費税増税に関連して、大きな課題として浮き上がったものは、企業間の取引における消費税の転嫁にかかわる問題です。

消費税は最終的に消費者がその税を負担しますが、その納税の仕組みは、製品が製造・販売されるそれぞれ過程において課税され（多段階課税）、それぞれの事業者が納税するものになっています。

事例として、製造業A社が原材料をB社から購入し、これを加工して販売店C社に売却するケースを取り上げます。消費税率は最終的な10%とします。

- ① A社がB社より100万円の原材料を消費税（10万円）込み110万円で購入する。
- ② A社はこれを加工して付加価値を付け、150万円でこれを販売店のC社に売却する。代金は消費税（15万円）込みで165万円になる。
- ③ C社は、165万円で仕入れた商品を経費や利益分を上乗せし、総額200万円で消費者に売る。その売上代金は消費税（20万円）込みで総額220万円になる。

ここで、各社が税務署に納入する消費税額は次のようになります。

- ① 原材料を販売したB社は、A社から受け取った消費税分10万円をそのまま納税する。
- ② 商品を製造したA社は、C社への売上で上乗せした15万円の消費税分から、B社に支払った10万円の消費税分を差し引いた5万円を納税する。
- ③ 商品を消費者に販売したC社は、消費者から預かった20万円の消費税

すが、利益は5万円分圧縮されます。

このように、大企業や親会社が出請け会社や子会社に対し価格形成上の支配力をもっている場合は、消費税そのものが価格交渉の範囲内に入っていく、消費税の適正な転嫁ができない状況が作られます。とくに消費税は売上に對する課税ですので、基本的に収益が赤字となった場合も課税されるため、滞納になるケースが多く見られます。平成20年度の国税滞納額の内、45.8%が消費税の滞納であったとされています

今回の税制改正に伴い、政府としては、1989年の消費税の導入時、1997年の税率5%への引き上げ時の経験を活かし、事業者間の転嫁が適正かつ円滑に行なわれるよう、次のような対策をとることにしています。

- ① 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁・表示等に関して行なう行為についてのガイドラインを策定し、その周知徹底、相談等を行なう。
- ② 中小事業者向けに相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等を行なう。

- ③ 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの転嫁要請を一方的に拒否すること等の不正な取引の取締り・監視の強化を行なう。
- ④ 競争制限的行為による便乗値上げを防止するための独占禁止法の厳正な運用や便乗値上げ防止のための調査・監督及び指導を行なう。
- ⑤ 適正転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置する。

これらの施策は、親会社や大企業に対する行政指導によって中小企業

が価格転嫁しやすい環境づくりをしようとするものですが、厳しい経済情勢の中でこれらの施策が効果を上げるためには、公正取引委員会をはじめ関係行政機関の不断の努力が不可欠となります。もともと現行の帳簿・請求書保存方式による前段階階控除方式は、納税者の主観がはいつてくることから一定の限界がありますので、今後は税率引き上げの時期までの間において、「インボイス方式」と同様な効果を上げる転嫁の方法を考えていく必要があると思います。

2013年6月14日

◆ 安倍政権の金融政策の効力と問題

1. 安倍政権の金融緩和策の経過と背景

安倍政権が発足して半年になろうとしています。新政権は、景気回復を政策目標の中心に据え、「金融緩和」、「財政支出」、「成長戦略」の3本の矢を打ち出しましたが、日本経済回復への期待感から市場が敏感に反応し、この半年間、急激な円安と株高が進みました。しかし、5月下旬から株価と為替レートは調整局面を迎え、また長期金利の基準になっている10年物国債の利回りが上昇するという予測に反した波乱含みの様相も呈しています。

安倍政権による金融緩和政策は、デフレ脱却を旗印に、とにかく日本銀行に徹底した金融緩和政策を求めることにありました。日銀は、法律によって政策決定の独立性が保障されていますが、安倍政権は3月から4月にかけて予定されていた日銀首脳人事(国会同意人事)に政治介入

来の路線に乗っただけの政策であったわけです。

一方、外国為替に関しては、本年に入ってから急激にレートは円安に動き、5月には1ドル＝100円を突破しました。円安の要因は、日米の金利差が小さいことから、日銀の量的緩和政策が大きく影響していると言われています。一般的に、自国通貨が市場に大量に供給されれば通貨価値は下がりますし、「マネタリーベース(資金供給量)」を増加させインフレへの期待値を高めれば将来的な自国通貨の価値はますます下がっていきますから、円安はさらに進むことになります。

為替レートに関しては、原子力発電の停止以降、原油・天然ガスの輸入拡大による貿易赤字を主要因として、昨年からの円安傾向が現れていました。この状況下で、安倍政権が金融緩和策を打ち出し、さらに日銀の黒田新総裁が4月はじめにマネタリーベースを2年間で倍増させる「異次元の金融緩和策」を打ち出したことにより、円安にますます拍車がかかったということです。つまり、政府・日銀が金融政策のスタンスの変更を演じたということであり、安倍政権が円安誘導のために特別の政策選択をしたというわけではありません。

2. 金融政策の目標と手段

(1) 金融政策の手段の変遷

金融政策の主要目標は、「物価の安定」、「雇用水準の維持」、「経済成長の維持」、「国際収支の均衡」、「為替レートの安定」にあるとされています。このうち「雇用水準の維持」は「経済成長の維持」と一体ですが、「物価の安定」は経済の状況によって、景気対策・雇用対策とトレードオフの関係になります。後述するように、石油ショック以降の先進工業国の金融

するという手段を使い、市中に大量のお金を供給する量的緩和政策の強力な推進や、2%の物価上昇の目標設定を日銀に迫ったわけです。

実は、日銀に対し、より徹底した金融緩和を進めるべきだという働きかけは民主党政権下においても継続的に行なわれてきました。しかし、日銀は民主党政府の要請に対し、2010年10月の日銀金融政策決定会合で打ち出した「包括的金融緩和政策」の延長線上で対応し続けてきました。政権側も日銀の独立性を尊重する立場から、それ以上の緩和策を押しつけることはしませんでした。

この「包括的金融緩和政策」とは、①金利をゼロに誘導するための金融政策、②物価目標の導入、③国債やCP(企業が発行する無担保約束手形)などの金融資産を買い入れるための35兆円規模の基金創設——などで構成されています。このうち「資産買入れ等の基金」は、新型オペレーションのために2010年8月に導入された30兆円の資金に5兆円加えるもので、買入れ対象は、国債やCP以外にも指数連動型上場投資信託(ETF)や不動産投資信託(J-REIT)など、幅広い金融商品を含んでいました。基金は2012年末には65兆円に達し、さらに2013年までに101兆円、2014年には111兆円程度にまで膨らませる計画でした。

つまり、日銀は民主党政権下にあつて、着実に市中にお金を回す政策を推進していたのです。また、日銀は物価の目標についても前々から2%の目標を視野に入れていました。しかし安倍政権は、この「包括的金融緩和政策」では満足せず、総選挙の圧勝と高い内閣支持率を背景に、さらなる金融緩和策の徹底化と2%の物価目標の設定などを日銀に迫り、そして、これを実行させたとして自画自賛していますが、実際は、日銀の従

政策はインフレ防止対策を最優先し、失業問題の解決が長引くことになりました。

一方、金融政策の政策手段としては、①金利政策、②公開市場操作、③支払準備率操作(預金準備率操作)、の3つが挙げられます。このうち、中心的な政策は①の金利政策で、かつては日銀が市中銀行に貸し出しする金利の公定歩合を操作するという手段が用いられました。しかし、1980年代の中頃から金融の規制緩和が進んで公定歩合と市場金利が連動しなくなりました。そこで日銀は、1994年の民間銀行の金利の完全自由化を機に、民間銀行が資金の運用と調達を行なう短期金融市場の金利(無担保コール翌日物の金利)を操作する方法で金利政策を実施するようになりました。具体的には、日銀が民間銀行から国債や手形を買い取る買いオペレーション(買いオペ)、または、その逆(売りオペ)を行なつて金利を変動させるというものです。さらに日銀は、黒田総裁に代わつてから「量的・質的金融緩和」の導入を決定しましたが、これより金融市場調節の操作目標を「無担保コール翌日物金利」から「マネタリーベース」に変更しました。

日銀は、通貨供給量の動向を監視して、その量を適正に調整して経済活動全体の動きをコントロールする施策を金融政策の中心に据えています。

(2) 金融政策の波及効果と労働組合

日本銀行による金融政策を評価する場合、物価の安定を最優先課題に据え続けてきたことが分かります。日銀の認識は、「長期的には、物価の安定が適切な雇用水準の維持や適正な経済成長をもたらす」というものですが、このような考え方が妥当であるかどうかは議論の余地があ

ります。

例えば、各国の金融政策を勤労者の視点、労働組合からの視点でみると、深刻な歴史がよみがえってきます。

1970年代、二度にわたり原油価格が急上昇し、世界的に経済活動は低迷しました。ここでは、経済停滞(デフレ)と物価上昇(インフレ)が同時に起こるスタグフレーションという経済状況が出現し、先進工業国では大量の失業が発生しました。しかし各国の政府と中央銀行は、雇用対策よりもインフレ対策を最優先し、もっぱら金融引き締め政策を採り続けたのです。これに対し、先進工業国の労働組合は、失業対策・雇用創出政策をとるべきだとして、OECD・TUA C(経済協力開発機構・労組諮問委員会)や先進国首脳会談(サミット)の直前に開催される労働サミットの場において、「中央銀行の過度なインフレ対策が景気を後退させ失業を増やしており、金融緩和策を推進すべきである」と訴え続けてきたのです。

この国際労働運動における金融政策へのコミットメントは、我が国においても継続されています。例えば、国際金属労連日本協議会(IMF-JC)として発足し、電機連合、自動車総連、基幹労連などで組織される全日本金属産業労働組合協議会(金属労協)は、民主党政権下においても、日銀の金融政策を生ぬるいものとして批判を続け、日銀政策委員の交代を含め徹底した金融緩和策を要求する運動を展開してきました。金融政策は、個人の生活や家計とは直接に関係しない国の政策と思われるがちですが、これまで国際労働運動も大きな関心を持ってきたように、実際は勤労者の雇用と生活を大きく左右する重要政策の一つであるということを確認する必要があります。

するには、企業が得る利潤のうち、相当部分が労働者に還元されるという前提が必要です。企業としては、今後の市場変化や技術革新に備えた投資のために内部留保も必要ですし、また株主のことを考えれば少しでも多くを配当に回したくなります。経営者がこのことを重視して労働者に還元する部分を小さくすれば、景気回復は遅れることになります。

安倍総理大臣もこのことがよく分かっている、今年の春闘では財界に賃上げを要請するという前代未聞の行動をとりました。しかし、実際の賃金交渉では、消費を大きく増やし、景気を回復させるほどの成果は得られませんでした。最近発表された総務省統計局の「家計調査」も表1のようになっています。

つまり、4月段階で家計の収入の伸びは名目・実質とも伸びているもの、その伸び率は僅かであり、税や社会保険料を除いた可処分所得で見れば、ほとんど変わっていないということです。生活実感として「豊かになった」と思われな

表1 家計収入と可処分所得		
	名目実収入	名目可処分所得
2013年1月	0.8	▲0.4
2月	▲1.5	▲2.4
3月	0.8	▲0.4
4月	2.2	▲0.2

	実質実収入	実質可処分所得
2013年1月	1.1	▲0.1
2月	▲0.8	▲1.7
3月	1.8	0.6
4月	2.9	0.5

※2人以上の勤労者世帯 前年同月比伸び率
出所：総務省「家計調査」

れないのは、この数字が物語っています。次にマイナス面を見ますと、まず問題となるのが輸入物価の上昇です。安倍内閣は、物

3. 産業・生活への影響

昨年からの景気回復基調やアメリカの経済活動の活性化に加え、安倍政権による大胆な金融緩和と政策によつて日本経済回復の期待感が一段と高まっています。とくに昨年末の政権交代時から、外国人投資家による日本株への投資が増え、これに国内の法人・機関投資家が続き、そして個人投資家の株売買が活発化し、株式市場は5月22日に日経平均が1万5000円を超えました。まさに「ミニ・バブル」の様相を呈していましたが、その後、株式市場は調整局面に入っています。現在は、この水準が維持されるのか、あるいは外国人投資家が東京市場から引き揚げ株価が大きく下落していくのか、その分岐点にあるようです。

アベノミクスについては経済学者からも多くの問題点が指摘されてきましたが、現在は「市場」からもその評価を受けている段階にあると言えます。とりわけアベノミクスの副作用として懸念材料となっている物価上昇、長期金利の上昇、財政再建の長期化などについては、以下のとおり、リスクとして注意深くチェックしていく必要があります。

(1) 家計収入と物価上昇のリスク

まず円安、株高と物価上昇について検証します。円安や株価の上昇は私たちの生活にどのように影響するのでしょうか。

プラス面では、低金利と市場に潤沢な資金が回ることで企業の投資が増え、また円安による交易条件の改善により輸出産業が潤い、経済活動が活発化するという展開が挙げられます。これで企業の収益が増え、賃上げなどによつて勤労者の収入も増えていけば、消費主導・内需主導型の景気回復が実現することになります。しかし、このシナリオが実現

価上昇2%の目標値を日銀に設定させましたが、勤労者家計から見ますと、これは消費抑制につながるリスク要因となります。すでに、円安による輸入物価が上昇する中で、原材料を輸入する製造業、エネルギー消費型の第一次産業や物流分野では深刻な影響が出始めています。今後は、最終消費財で値上げの動きが広がるでしょう。

円安は輸出産業にとつて有利に働き、政府からも「物価上昇はデフレ脱却のため」と言われれば、国民としてもこれを受け入れざるを得ません。しかし、家計部門は収入が増えない限り、物価上昇は生活費を圧迫するものであり、消費者は節約・儉約に走るようになります。結果的に全体として消費が縮小していく可能性もあります。

日本経済は、当面外需が先行して回復していくでしょうが、それに続いて内需が着実に拡大していくかどうかは、今後の消費拡大とそれを支える家計収入の増加にかかっているということです。夏のボーナスをはじめ勤労者の賃金水準の動向にいつそう注目していく必要があります。

(2) 長期金利上昇のリスク

次に、金融緩和・株高によつて、長期金利の上昇という現象が起きています。我が国の場合、10年物国債の流通利回りが長期金利の基準になっています。その金利は3月、4月で0.5〜0.6%台で推移していましたが、5月になつて一挙に0.9%にまで上昇しました。現在は0.8%台で推移していますが、今後、金利の乱高下が続けば、民間の経済活動や財政運営に悪影響を与えることになりかねません。

一般的に、長期金利は長期間にわたつて予測されるインフレ率や短期の金利予想などによつて変動し、「インフレ期待は長期金利を高くする」と

言われています。専門家の間では、日銀が2%の物価上昇の実現を目指す中で、現在の長期金利の上昇は想定内のもので、国際的にも長期金利の最低水準は1%と言われており、現在の1%以下では何ら問題がないとの見方をする人もいます。

しかし、実際には住宅ローンなど長期金利連動型の融資では、長期金利の上昇によって貸出金利の引き上げが行なわれます。債務負担が増えれば、企業活動においても、またローンを抱える家計においてもマイナスの影響が出てきます。

一方で、金利上昇の直接的な影響のほかに、「国債利回りの上昇⇨国債価格の低下」ということにも留意する必要があります。ここ1カ月の長期金利の急上昇は、金融機関や法人が所有している国債を売って株式での運用に切り替えようとしたことが主要因だとされていますが、世界には我が国の財政状況を厳しく見ている投資家も多く、今回の金利上昇について、日本の財政危機の兆候ではないのかとの分析も始めています。

日本の政府債務の対GNP比は世界でも突出して高いわけですが、これまで財政破綻が取り沙汰されてこなかったのは、国債の国内でおける消化が順調で、国際的にも日本国債への信認度が高かったからです。しかし、今回の日銀による国債の大量購入が日本の財政への信認度を低下させ、国債価格下落の引き金を引く可能性は「まったく無い」とは言えません。とにかく、日銀は今後2年間で年間60兆円から70兆円の資金を市場に供給し、市場で取引される国債の約7割を日銀が購入するとの推測もあります。

長期金利上昇を財政危機の兆候として捉えずに、日銀が今後も無制限に市場に資金供給していくことを続ければ、国債デフォルトと歯止めの

2015年1月28日

◆ 2015年度政府予算案の編成と諸課題

1月14日に2015年度の政府予算案が閣議決定されました。予算案は1月26日開会した通常国会に提出され、2014年度補正予算案の審議・成立後に衆・参それぞれで審議・採決されることになります。一般会計は、本年度の当初予算に比べ約4600億円増え、過去最大規模の96兆3420億円となりました。歳入・歳出の主な項目は表1のとおりです。

1. 政府予算案の特徴

この来年度予算案の編成の枠組みは基本的には昨年と変わっていませんが、主に次のような特徴が挙げられます。

- (1) 景気回復を背景に、法人税を減税しながらも、約5兆5000億円もの大きな税収増を見積もっていること。そしてこの税収の増収分は、主として国債発行の減額に当てられ、一応、財政健全化のための道筋をつけたこと。
- (2) 予算規模の増大は、主として社会保障費支出の自然増によるものであり、前年度比で3.3%の増加となっている。しかし、消費税率の10%への再引き上げが見送られたことで、社会保障関係・子育て支援関係の充実策の一部が見送られたこと。
- (3) 社会保障関係では、統一地方選挙が控える中で、高齢者の負担増につながる医療・介護における運用や給付の効率化が見送られた

かからないインフレが起きる可能性も出てきます。

長期金利については、政府・日銀としても推移を見守り、金利が低位に安定するようマネタリーベースの供給調整を行なう必要があると考えます。

(3) 財政赤字の深刻化

この長期金利の上昇問題と関連して、アベノミクスと財政再建の関係についても注視していく必要があります。

自公政権は本年度政府予算について昨年度補正予算と一体化させた15カ月予算を編成し、本年度については42兆8510億円の国債を発行するとしています。公債依存度は昨年度の47.6%より僅かに少ない46.3%となりましたが、年度後半には景気対策などと称して補正予算を編成するはずですので、当然、国債は追加発行され、国債頼りの財政運営が続くことになるでしょう。しかも、日銀は無制限的に国債を引き受けるわけですから、ますます財政規律は緩むこととなります。今後、国債価格が低下していくと日銀の債券購入リスクが大きくなり、将来的に税金でこのリスクを負担することも考えられます。財政政策としては増税の方向に向かうわけで、財政再建もさらに遠のくことから、国債への信頼度が失われ、国債価格の低下・長期金利の上昇という悪循環に陥ることも考えられます。自公政権の防災・国土強靱化をうたい文句にした公共事業の拡大もこのシナリオを促す要因の一つになります。

このような展開を防ぐためにも、財政のムダを徹底的に排除し、財政規律を確立していく必要があります。いずれにせよ、日本経済の復活と経済の安定的な運用を可能にするかどうかは、現在の景気回復の芽を实体经济の活性化に波及させることができるかどうかにかかっていると言えます。

こと。その分、健康保険組合などサラリーマンの負担増に頼っている側面があること。

(4) 財政健全化のために十分に削減の余地がある「公共事業」については、ほぼ現状の支出水準が維持され、新幹線の整備、空港の整備、大

表1 平成27年度予算政府案

歳入		歳出	
税 収	54 兆 5,250 億円 (50 兆 010 億円)	政策経費	72 兆 8,912 億円 (72 兆 6,121 億円)
税外収入	4 兆 9,540 億円 (4 兆 6,313 億円)	社 会 保 障 関 係	31 兆 5,297 億円 (30 兆 5,226 億円)
国債発行	36 兆 8,630 億円 (41 兆 2,500 億円)	文 教 ・ 科 学	5 兆 3,613 億円 (5 兆 4,330 億円)
		地方交付税交付金	15 兆 5,357 億円 (16 兆 1,424 億円)
		公 共 事 業	5 兆 9,711 億円 (5 兆 9,685 億円)
		防 衛 費	4 兆 9,801 億円 (4 兆 8,848 億円)
		エ ネ ル ギ ー 対 策	8,985 億円 (9,642 億円)
		食料安定供給関係	1 兆 417 億円 (1 兆 507 億円)
		そ の 他	7 兆 5,731 億円 (7 兆 6,459 億円)
		国 債 費	23 兆 4,507 億円 (23 兆 2,702 億円)
合 計	96 兆 3,420 億円 (95 兆 8,823 億円)	合 計	96 兆 3,420 億円 (95 兆 8,823 億円)

出所：財務省「平成27年度予算政府案」(2015年1月14日)
※ () 内は平成26年度当初予算。27年度概算予算との比較のため組み換えをしてある。

規模災害対策、東日本大震災の被災地対策などを中心に使われること。防衛費の拡充と併せ、自民党らしい予算となっていること。

- (5) 高校授業料無償化や子育て給付金など所得制限を設け、一見して所得再分配機能を導入しているようだが、一方でジュニアNISA（少額投資非課税制度）創設、結婚・子育て一括贈与非課税枠の創設、住宅取得資金贈与非課税枠の拡大など、金融資産の贈与に係る課税優遇措置を講じていること。これは、「持てる者」を優遇する政策で、結果的に資産格差の拡大に繋がっていくこと。

2. 予算案と暮らしの変化

私たちの暮らしに関し、大きな増減があったものや新規に打ち出された主なものは次のとおりです。基本的には、政策の充実や財政支出の効率化など、予算編成上の変化が見られる項目は、子育て世代や高齢者、あるいは失業者を対象とした対策が中心になっています。

(1) 子育て支援関係

全体として国・地方あわせて約2兆5000億円の予算が計上され、待機児童解消のための保育所の拡大・整備、保育士確保のための給与改善などへの補助が拡充されます。これら保育政策の充実を中心とした少子化対策は、民主党政権時代に行なわれた「幼保一元化のための総合こども園」の設立や民間施設の積極的活用策などの延長上にあるものです。

しかし、現在でも待機児童数は約2万1000人（2014年4月現在）と言われており、予算案ではその対策として2195億円が計上されているものの、さらなる保育政策の充実が求められているところ

減措置が継続され、また高額療養費制度における低所得者（年収約370万円以下）への負担の軽減化、介護保険の保険料について低所得者的高齢者への軽減措置が行なわれます。

一方で、低所得者対策として、年金に最大月5000円上乗せする「年金生活者支援給付金」の実施は、消費税率再引き上げの延期に伴い、2017年度まで延期されることになりました。また、昨年度、遺族基礎年金の支給対象が母子家庭に加え父子家庭にも拡大されましたが、来年度についてもこの制度が継続されます。

(4) 雇用関係

女性の活躍に関する目標を達成した企業には助成金が支給されます。また、非正規雇用対策としてパートタイマーの均等・均衡待遇の確保をはかるための「働く女性の処遇改善プラン」への支援策や、ひとり親の就業機会・転職機会を広げるための支援策、育児との両立に配慮した「短時間訓練コース」の実施などが行なわれます。一方、若者に関しては、ニート対策としての「地域若者サポートステーション」をハローワークと連携させて就職支援を充実させる施策、また高齢者に関しては65歳を超えてもシルバー人材センターなどで働くことを促進する「シニア活躍応援プラン」が実施されます。

地域の雇用対策としては、地方自治体が創意工夫を活かして雇用機会の創出をはかる「実践型地域雇用創造事業」の拡大が行なわれます。

以上の雇用関係の諸施策は、一定の評価はできるものの、現在、政府の雇用政策において最も緊急課題になっている2000万人を超えた非正規雇用労働者に対し、どのように雇用を安定化させ、労働条件を引き上げ

す。とくに、消費税率の再引き上げ延長によって、財政局が十分な施策の展開を抑制したわけですが、政策的に優先される課題であるだけに、もう一段の配慮が欲しかったと考えます。

一方、低所得世帯に対し私立幼稚園保育料への補助が継続される他、子育て世代に対し消費税率引上げの影響を緩和する目的で支給された「子育て世帯臨時特例給付金」が引き続き来年度も支給されます。給付は本年6月分の児童手当の受給者を対象とし、児童1人につき3000円が支給（1回）されます。ややバラマキ的な政策ですが、増税への負担軽減という点では若干の政策効果があると考えます。

(2) 教育支援関係

高校生等奨学給付金支給対象者の拡大（131万人→34万人）、大学等奨学金事業の無利子奨学金制度の対象拡大、幼児教育の無償化に向けた段階的な措置が実施されます。しかし、貧困状態にある児童・生徒が増加する中で、実質的に子どもたちの進学と生活を支援する方策は十分とは言えません。厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」によると、現在、「貧困線」（2012年は122万円）に満たない世帯で暮らす18歳未満の子どもの数を推計した「子どもの貧困率」は16.3%で、子どものうち6人に1人が貧困という状況になっています。本人の希望にもとづく進学、就学の継続、最低限の文化的・健康的な生活が送れるような支援策の充実が必要となります。

(3) 医療・年金・介護関係

負担軽減に関しては、国民健康保険の保険料について低所得者の軽

るかという視点にたつた施策は全く不十分であると言わざるを得ません。

3. 消費税率と社会保障給付の関係の課題

(1) 社会保障目的税としての消費税の位置づけ

現在、年金・医療・介護などに支出される社会保障の給付費は、全体で115兆円にも上っています。このうち約4割の43兆円が公費負担（うち国は約30兆円）で、残りは社会保険料や利用者の一部負担で賄っているという構図になっています。

高齢化に伴う社会保障給付の増加と、少子化対策としての子育て支援策の必要性とともに、民主党政権は二つの方針を打ち出しました。一つ目は、消費税率は医療・年金・介護の給付に少子化対策の費用をプラスした「社会保障四経費」に充当すること。二つ目は、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法制化し、会計上も区分経理を徹底し、その使途を明確化すること。

この方針にもとづき、「消費税法」の改正により、社会保障目的税としての消費税の位置づけは明文化されましたが、会計上、毎年度の予算及び決算において消費税率（国分）が社会保障四経費に充てられることを明確に示す方法は現在、検討中となっています。

ここで二つの懸念が生じてきます。消費税を「社会保障四経費」に全て充てたとしても、国が負担する30兆円には達しません。例えば、消費税率を10%に引き上げた段階でも、地方消費税（1%分）や地方交付税に回す部分（消費税の29.5%）を含めても税収は26兆円前後と試算されています。そこで、この不足分について、従来通り他の税収などから補うのか、それとも消費税率を引き上げながら補っていくのか、という政策的な

選択がいずれ迫られてくることになります。

来年度予算案については、安倍内閣が消費税率10%の引き上げを延期したことにより、実施されるはずであった社会保障関係の予算措置が延期されたり、縮小されたりしました。これまでは、「高齢者三経費」の不足分は他の税收や国債発行などで補填されてきたわけですが、今回のように、「消費税増収が減れば社会保障給付を減らす。逆に増えれば制度の充実をはかる」というパターンが一般的に行なわれれば、消費税率と社会保障給付の水準の連動性があります。つまり、消費税の安易な税率引き上げにつながる、との懸念が生じます。消費税を負担する国民としては、将来の消費税の姿をどうするのかという議論を含め、納得のいく説明がほしいと考えます。

(2) 基礎年金の国庫負担の問題

消費税増収分の扱いについて見ますと、本年度は、昨年4月からの消費税引き上げの増収分5兆円について、社会保障関係予算の四つの分野に配分されました。

- ① 約6割の2兆9500億円が「基礎年金国庫負担割合の2分の1」の差額費用に
 - ② 1兆3000億円が「後代への負担のつけ回しの軽減」として安定財源の確保ができていない既存の社会保障費に
 - ③ 5000億円が子育て支援、医療・介護の充実、年金制度の改善など社会保障の充実に
 - ④ 2000億円が消費税引き上げに伴う社会保障関係給付の物価上昇分に
- 一方、来年度予算案においては、厚生労働省が作成した下図のように、

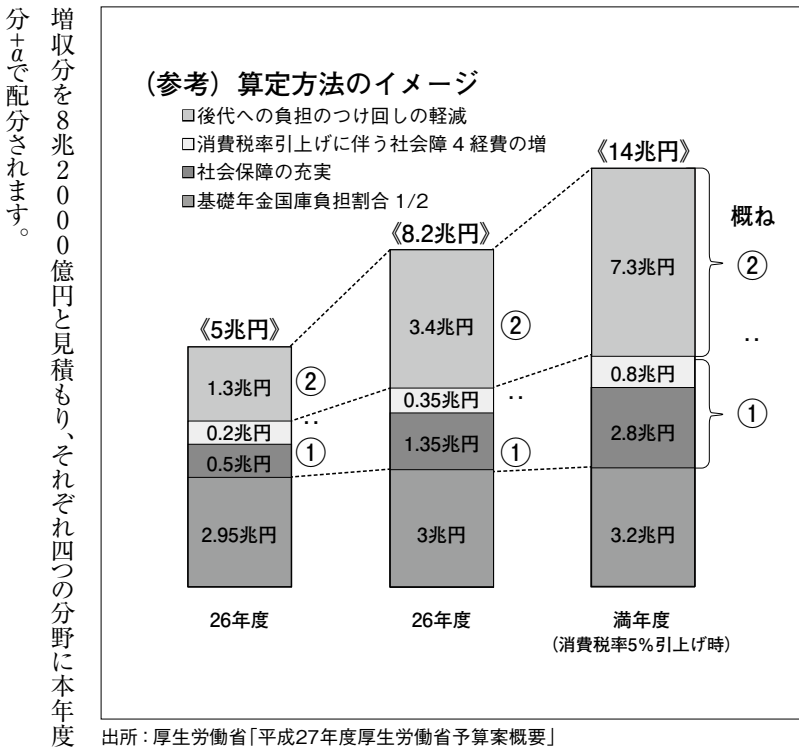
の増収分を充てるようになりました。

この措置は民主党政権時代の構想に沿ったものですが、この機会に一度、基礎年金の財源の負担のあり方を議論していく必要があると考えます。一つの問題は、国民年金の加入者(第1号被保険者)の保険料免除者・保険料未納者の割合が増える中で、実質的に厚生年金など被用者年金からの基礎年金拠出金が国民年金からの拠出金分の一定割合を補っているということです。また、非正規雇用労働者の急増に伴い、本来は厚生年金に加入すべき労働者が自営業者などを対象とする国民年金に流れ、いまや6割を占めるに至り、国民年金の保険料負担の収入の中心的な役割を担っているという実態もあります。つまり、被用者・サラリーマンが基礎年金の財政運営において大きな負担を強いられているということです。

今回、基礎年金の「2分の1」の差額部分に消費税の増収分が充てられることにより、サラリーマンと自営業者との負担上の格差が一定程度は縮小することになりますが、依然として、サラリーマンは基礎年金に対し、①保険料 ②所得税 ③消費税の三つの負担を継続するわけであり、今後とも公平性の観点から負担のあり方を検討すべきだと考えます。

4. 財政健全化の目標達成の課題

今回の予算案編成を見ると、あらためて財政再建について考えていく必要があると考えます。税收の伸びを背景に、国債の発行を本年度より4兆3870億円減額したことで、安倍晋三首相は、「経済再生、財政健全化を同時に達成するのに資する予算になった」と述べています。しかし、果たして、来年度予算案は財政健全化に資するものとなるで



増収分を8兆2000億円と見積もり、それぞれ四つの分野に本年度分+αで配分されます。

ここで気になることは、消費税増収分のうち約3兆円がつき込まれる「基礎年金国庫負担分」のことです。基礎年金の国庫負担は、従来は「3分の1」でしたが、保険料負担の軽減化と給付水準維持のために「2分の1」に増やすことになり、2005年度から2009年度までに段階的に引き上げられてきました。その財源は財政投資特別会計の剰余金や「つなぎ国債」など限りのあるものでしたが、本年度から消費税

しでしょうか。

政府の言い分は、新規の国債発行は36兆8630億円と4.4兆円減り、歳出入の総額に占める割合を示す国債依存度は本年度より4.7ポイント低い38.3%に下がる。そして、2015年度の基礎的財政収支(PB)プライマリーバランス…税收・副収入で政策経費をどれだけ賄えるかを示す)の赤字を2010年度比で半減させる、という財政健全化目標をクリアしたというものです。具体的には、来年度予算案における基礎的財政収支の赤字は13兆4123億円となり、地方分を含めた赤字の国内総生産(GDP)比は3.3%。これは2010年度実績の6.6%の半分ということ、財政健全化の中間目標達成にメドがついたというものです。

この背景には、景気回復に伴う税收増があります。本年度当初予算に比べ、所得税は1兆6520億円の増収、法人税は減税にも拘わらず9720億円の増収、そして消費税は1兆7730億円の増収を見込んでおり、そこに、新規国債の発行額をギリギリまで抑えたことで、PBの対GDP比を辛うじて3.3%に抑えたということです。この政府の財政健全化に道筋を付けたという説明には、いくつかの問題点があります。

第一に、景気の変動が読み切れない中で、今後の景気情勢によっては税收が落ち込むことも予想されるということです。本年度についても、政府や多くのエコノミストは、消費税増税による消費抑制効果は半年程度で薄まると予測していましたが、実際は消費の低迷が続いているわけです。とくに、企業業績の改善で法人税收は大幅な増収が見込まれますが、実際のサラリーマンの実質可処分所得は低下している中で、消費低迷、内需

の縮小に繋がる可能性が極めて高いという現実を直視する必要があります。

第二には、財政健全化に対する政権としての姿勢の問題があります。例えば、①社会保障関係給付が増え続ける中で、選挙対策のために、制度の改革・効率化策を打ち出そうとしていないこと、②大震災の復興需要や災害対策は暫く続くものの、比較的予算を削減しやすい公共事業は抑制する方向にないこと、③防衛予算については今後とも増額されることが予想されること、④異次元の金融緩和政策として日銀による大量の国債引き受けが一般化したことで、国債発行に関する抑制的意図が働きにくくなっていること――などが挙げられます。

今回は、税収増を見込んで国債発行は減額し、財政健全化の姿勢を表しましたが、このような経済情勢の今後の展開や政権の姿勢を考えれば、この方向が今後とも続くかどうか、注意深く監視していかなければなりません。

2015年10月21日

◆中国経済の動向と今後の見通し

10月19日に発表された中国の7～9月期のGDPは6.9%の上昇にとどまり、6年半ぶりに7%を切りました。中国経済は、ここにきて景気減速の様相を呈しており、これを主要因とする世界的な株価の下落や原材料価格の低下による途上国の経済的混乱などが生じています。世界第2位のGDPをもつ中国経済の減速は、日本を含め世界経済に対し

（1）内需拡大による安定的成長へのプロセス

楽観的な見方の代表的な見識は、日本が経験したように、中国も現在、高度成長から安定的な成長に至る成長プロセスを辿っているということです。

これまで中国は低賃金を背景に「世界の工場」として、海外企業から導入した技術で、カラーTV、エアコン、パソコン、スマホなどを作ってきました。これらの製品の製造技術で中国は日米に追いついたわけですが、しかし、このキャッチアップが終わると、技術進歩のスピードが低下し、これが経済成長率の低下をもたらしているという見方です。中国には、優れた商品開発能力とか消費市場に大きなインパクトを与えるような技術開発力が十分に蓄積されてきませんでしたので、このことによる成長率の低下は避けることができないということです。

1970年代の日本も同様に、高度成長期から低成長期への転換プロセスを経験しました。日本はその後、設備投資や輸出拡大による成長から、消費を中心とする内需拡大による成長パターンへの切り替えが実現しましたが、楽観論は、中国もこのような展開になっていくのではないかと予測しているわけです。実際に習近平政権は、消費拡大による内需型の成長、あるいは質の経済成長をめざす「新常态」の目標を掲げています。今後、中国は自力による新たな技術進歩を追求し、とくに人材育成や研究開発投資の促進政策に一段と力を入れていくことになるでしょう。この消費と技術進歩という二つの政策が具体的に実現していけば、中国は再び世界の経済をリードする経済大国になっていくものと考えられます。

なお、この内需主導型の成長に関し、中国政府は、①経済成長に対する

て大きな影響を与えるものであり、今後の動向が一段と注目されます。

これまで、我が国の多くの経済学者やエコノミストは、中国経済を悲観的に論評する傾向が強く、リーマン・ショックの際も「中国経済は崩壊する」と断言した人も多くいました。今回もすでに悲観論が広まりつつありますが、今後の日本経済の成り行きを考える場合、実際に中国で何が起きているのか、あるいは今後どのような展開になっていくのかを正確に把握することが大事だと考えます。

以下、さまざまなデータ分析や中国経済研究者などの論評から、中国経済の実状と今後の予測などについてまとめてみました。

1. 中国経済への楽観的な見方

中国経済の減速は、ここ3年間のGDP成長率の低下に明確に表れています。中国は、2008年のリーマン・ショック不況を、4兆元(当時の為替レートで約57兆円)という膨大な財政投資によって乗り切り、その後も10%前後の実質経済成長率を達成してきました。しかし、2012年からは7%台に低下し、2014年が7.4%、そして本年の上半期は5%台、通年でも6%台前半になるのではないかと推測されています。なお、もともと中国の経済統計の正確さについては疑問が投げかけられており、本年の経済成長率は、実際は5%を切るのではないかとの見方も出始めています。

問題は、この経済成長率の低下傾向をどのように見るかということです。当然、楽観的な見方と悲観的な見方の両方があります。以下、それぞれの見解を見ていきます。

消費の寄与率が投資の寄与率を上回ったこと、②GDPに占めるサービス業の割合が工業の割合を上回ったことを挙げ、さらに今年に入って李克強首相が言及している「新・李克強指数」(雇用・住民の収入・エネルギー消耗・海外旅行者数を指標にしたもの)が昨年10～12月期から大幅に上昇していることを明らかにし、中国はすでに内需主導型の成長過程に入っていることを表明しています。

（2）最近の経済指標の好転

もう一つの楽観的な見方は、以下に列挙した最近の経済指標の動きから、中国経済は回復に向かっている、というものです。

- ① 鉱工業生産指数が本年4月以降、5カ月連続で前月を上回っていること。
- ② 比較的経済実態を表していると言われている「李克強指数」の電力使用量・社会融資規模・貨物輸送量は、最近それぞれ上昇に転じていること。
- ③ 自動車販売台数は、最近、上昇の動きが見られること。
- ④ 輸出入とも、2015年年初の谷を下回ることはなく、底入れが確実な線形になっていること。
- ⑤ 不動産バブル崩壊と言われた地価の大幅下落も本年の1～3期が底値になっており、最近は大都市を中心に上昇に転じていること。
- ⑥ 過去1年間の利下げ政策によって社会融資規模は増加していること。
- ⑦ 電子商取引のアリババ集団に代表される通販市場が急成長していること。

このような直近の経済指標などから、中国経済はすでに底を打って回復過程に入っているという見方が出てきているわけです。但し、このような経済指標の動きは、これからも中長期的に継続していくという保証はありません。今後、これらの指標の発表を注意深く見守っていく必要があります。

あります。

2. 中国経済への悲観的な見方

中国経済の減速について、今回は構造的な問題を含めてこれまでのものとは違う、という見方も一般化しつつあります。このことは、中国政府自らが認めており、例えば、楼繼偉財政大臣は9月のG20の会議で、「過去の景気刺激策により過剰生産能力と在庫が大量に増加し、この解消に時間を要する。今後5年間は構造調整の陣痛期に当たる」と表明しました。

以下、中国経済の今後について厳しい見方をする論評や実態の分析などをまとめてみました。

(1) 株価と不動産価格の下落

中国では、上海・深圳（しんせん）証券取引所において、6月半ばから株価が下がり続け、8月には大暴落し、日本円にして数百兆円に及ぶ時価総額が減少する事態となりました。上海総合指数でみると、本年初めから上昇に転じ指数は6月12日に6112のピークに達し、その後下落に転じて7月末3664、8月末3206と大幅下落をしたのです。この株価の大幅下落は、それまでの1年半にわたって2倍にまで膨張した株価が反動に転じたという側面もありますが、元の切り下げや成長率の低下などによってもたらされたとの見方が有力です。そしてこの株価下落がさらに中国経済の先行きを不安視する材料となり、世界的な株価の低迷を誘発しているのです。

もう一つの大きな問題は、不動産価格の下落です。2013年に前年

これにより中国に原材料を輸出している資源国や開発途上国を中心に、各国経済はマイナスの影響を受けつつあります。

一方、輸出についても今日までマイナス傾向が続いています。その主な要因は人件費上昇と人民元の上昇とされていますが、この傾向は実は3～4年前から続いており、また7月の▲8.3%という大幅減少は、前年同月が大幅に上昇したこと（前年6月は＋7.2%、7月は＋14.5%）への反動減とされていますので、深刻に考える必要はないとの見解もあります。

中国では消費が堅調に推移しており、これら輸出入の落ち込みによって景気の底割れが起きることにはならないわけですが、7月の輸出入データが8月10日に発表され、その直後の8月11日、12日、13日に3日連続で人民元切り下げが行なわれたことから、中国経済が緊急対策を必要としているほど悪化している、という印象を対外的に与えたようです。

今回の人民元の切り下げは、人民元を国際通貨基金（IMF）の特別引き出し権（SDR）に加えるための措置において、IMF側から「人民元の基準値が市場の実態からかけ離れて高い」と指摘されたことへの対応として行なわれた面もあります。つまり過大評価され上昇し過ぎた元を調整するための措置でした。もともと中国の為替制度は米ドルと連動するように基準値を動かす「ソフトペッグ制度」を採用しているために、近年、米ドルの上昇に伴い人民元も上昇してきたのです。これが輸出に大きなブレイキをかけてきたため、中国としてもIMFへの対応とともに貿易政策上の調整も必要となってきたということです。

しかし、この人民元切り下げの効果が出ずに、輸出が停滞・縮小す

同期比19.1%あった不動産開発投資伸び率も、10月19日発表の統計で、本年1～9月期は2.6%にまで低下してきています。まさに、中国の不動産バブルははじけた、という見方が一般的になってきました。

こうした中で、政府は本年8月までに政策金利を5回引き下げるなどの金融緩和策を実施するとともに、地方政府にインフラ投資の促進を要請しました。また、中央政府自らも積極的なインフラ投資を加速させ、住宅に関しては2軒目の住宅購入における最低頭金比率を引き下げる施策などを打ち出しました。さらに中国財政部（財務省）は9月8日に「更なる積極的な政策を講じ経済の安定運行を促進する」との声明を発表、9月14日には発展改革委員会が「投資促進のための8つの措置」を決定しました。これらを受けて、各国の株式市場では株価が一時的に上昇しましたが、基本的には中国経済の落ち込み傾向を受けて、世界の株価は下落傾向にあります。今後、株価や地価の動きを含め、中国政府の政策展開を注視していかなければなりません。

(2) 輸出入の減少と人民元の切り下げ

中国のここ3カ月の輸出入量の推移は次のとおりです。

輸出（前年同月比）

7月＝8.3%減 8月＝5.5%減 9月＝3.7%減

輸入（前年同月比）

7月＝8.1%減 8月＝13.8%減 9月＝20.4%減

この輸出入の落ち込みは、中国国内における生産活動が停滞していることを表しています。とくに輸入減が激しく、8月は▲13.8%、9月は▲20.4%と大幅に落ち込み、原材料の国際価格まで引き下げています。

る状況が今後も続いていけば、中国経済は困難に直面することになるでしょう。

(3) 生産活動の低下

10月19日に発表された中国の民間固定資産投資の統計結果は、本年の1～9月が10.4%の伸びとなっています。1～4月が12.7%ですから、じわじわと低下してきている様子が伺えます。とりわけ製造業は、その実質成長率が本年1～6月期で6.11%と全体より低く、2014年比で1.2ポイントも低下しています。自動車販売数も、少しは改善の兆しは見られるものの、対前年同月比で大きく落ち込んでいます。都市部の求人倍率は、すでに1.0%に近づいていてのではないかと推測もあり、中国は全体として生産活動が低下し、調整期に入っていると言えます。この背景には、技術進歩率の低下と資本ストックの調整、そして不動産バブル崩壊が重なっているようです。

例えば、中国の主力産業である鉄鋼業は、生産能力が11億トンもあるのに対し、実際の粗鋼生産量は8億トンに止まり、3億トンが過剰設備の状況にあります。この状況は、セメント、ガラス、化学など広範囲の産業で生じており、当然、新規の設備投資は抑制され、国内のGDPを押し下げることとなります。さらに不動産バブルの崩壊によつて建設業関係の投資も低下が続いています。

今後、これらの主要産業においてこのような状況が続けば、中国のGDPの伸び率は低下し続け、また競争力維持に重要な研究開発投資に資金が振り向けられなければ、産業自体が大きく衰退していくことになるでしょう。

（4）その他のマイナス的要素

① 地方財政の窮状

今日の中国には、地方政府が大きな財政赤字を背負っているという深刻な問題があります。地方政府は「資金調達プラットフォーム（融資平台）」といわれる子会社を設置し、ここで銀行からの借り入れ社債を発行して都市化関連投資を展開してきました。この資金を使つて、いわゆる土地転がしの事業を展開してきたわけですが、不動産ブームが去り不動産バブルが崩壊する様相を見せると、これらの借金は一挙に不良債権化し、地方財政を窮地に追い込んでいくことになります。この事態を重く見た中央政府は、まず融資プラットフォームによる資金調達システムを止め、地方政府みずからの「地方債」を発行して資金調達するように指導してきました。しかし、最近、景気の低迷が一段と明らかになる中で、一部の地方政府において融資プラットフォームを復活させる兆しが出ています。この問題は、これまで様々な投資活動において機能してきた「シャドーバンク」が抱える問題の一つとして、中国経済全体にマイナスの影響を及ぼしていくのではないかと懸念されます。

今後、地方政府の資金調達システムに何らかの制度改善がなされなかった場合は、地方政府はさらに返済不能の借入金を増やすことになり、中国経済は一挙に落ち込んでいくことになります。今後の地方政府の動きは見逃しません。

② 「アジアインフラ投資銀行」の設立問題

本年6月29日、中国が主導する「アジアインフラ銀行（A I I B）」設立の調印式が行なわれ、年内にも事業が開始されることになっています。創設メンバー国は57カ国でした。

中国はこれまで、失業対策や内陸部の所得引き上げ対策など経済的な社会問題に対しては、とにかく中国経済を成長させることで解決しようとしてきましたが、さらに人口の高齢化問題とための社会保障制度の整備の課題も絡み、社会問題はより複雑化・深刻化してきています。このような中で、政治の責任が大きく問われようとしています。中国経済を展望する際には、これらの社会問題の解決に向けた中国政府の社会政策の展開も注視していく必要があります。

3. 中国経済の今後と我が国の対応のあり方

以上見てきたように、中国経済は様々な事象が複雑に交錯し、現在は経済指標に表れているように全体として経済活動は低下しつつあります。中国経済の先行きに対して厳しい見方が出てくる論拠も揃っていますし、一方で、それほど深刻に見る必要もないのではないか、あるいはこの程度の経済的停滞は想定内である、との見方も十分な説得力を持っています。今回の7～9期GDPの伸び6.9%についても、とくに金融機関に属するエコノミストの間では、さほどの悲観論は出ていません。

ただし、中国と密接な関係にある日本経済を考えた場合、例えば8月の中国向けの輸出は前年同月比で▲14.2%となっており、このような状況が続けば日本経済への影響は無視できないものとなります。当然、日本企業にとつては、海外投資戦略や商品・部材の輸出方針を見直す必要を迫られます。さらに中国経済の成り行きがより厳しいものになっていけば、我が国企業の収益そのものに影響することになり、ひいては来年の春季賃上げ交渉にまでその影響が及んでくることになります。当然、労働組合としても中国経済の動向にはいつそう注視していく必要があるわけ

これまで、アジアのインフラ投資を支えてきた世界銀行やアジア開発銀行（ADB）は、アメリカ、日本の主導のもとに運営されてきましたが、融資条件が厳しく、資金援助を受ける途上国側の意見がなかなか通らないという課題が指摘されていました。その間隙を縫って、今回中国がアジアへの影響力を強めようとして、このA I I Bの設立に動いてきたのです。

しかし、A I I Bは、投資プロジェクトの財務的判断基準が適正に行なわれるのか、あるいは環境基準・労働基準などを配慮した運営が行なわれるのかなど、いくつかの点において不安視する意見もあります。この新しい銀行の事業が成功すれば、中国の多くの国営企業は利益を得ることができますが、一方、融資の不良債権化や、インフラ施設そのものが想定外の事由で機能不全などを起こすようなことになれば、中国経済は大きな荷物を背負うことになります。今後は、このリスクについても十分に留意していく必要があると考えます。

③ 深刻化する社会問題

中国においては、様々な社会問題が横たわっており、社会の安定と発展の大きな障害になっています。その代表的なものが格差問題です。従来から指摘されてきた「都市と地方の格差」のみならず、最近では都市における富裕層と出稼ぎ労働者・非正規雇用労働者・若年失業者などの貧困層との間の格差問題も深刻な社会問題となっています。とくに若者の就職難と、格差問題で自殺する若者が増加し、社会への不満も高まっています。

また、相次ぐ化学工場の爆発や労働災害事故の多発に見られる安全対策の不備、大気汚染や水質汚染などの環境汚染の深刻化、食品の安全確保の問題、汚職事件追究の泥沼化、インターネット言論と宗教への弾圧強化など、さまざまな社会問題がなかなか解決されない状況にあります。

ですが、この際、中国経済に対して過度に危機意識を醸成することはマイナスになると思われます。

いずれにせよ、我が国の企業労使や政府には、今後の中国経済の動向に對し、様々なデータや現地の生の情報などを冷静に分析し、適確に対応していく姿勢が求められます。

2016年1月8日

◆ 補正予算案とアベノミクスのゆくえ

1. 補正予算案の内容と政策効果

政府は、本年度補正予算案と来年度予算案を策定し、1月4日から始まった今通常国会に提出し、現在、その審議が行なわれています。

来年度政府予算案については、あらためて論評することになりますが、まず今国会で審議されている補正予算案を見ますと、7月の参議院議員選挙を見据えたバラマキ的要素が強く、国民生活向上のための景気回復や格差の是正、あるいは社会保障制度の安定化や少子化対策といった緊急の政策課題には十分に応えていない内容となっています。その枠組みは、次のとおりです（表1）。

この他、既定経費の減額およびその他の経費があり、支出総額は3兆321.3億円です。そして、500億円規模を越える大きな支出としては、主として次のような費目が計上されています（表2）。

このうち、年金生活者等支援臨時福祉給付金は、選挙を意識したバラマキ的な要素が強いとともに、234億円もの膨大な事務費を伴って

表1 補正予算案の枠組み

一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等	1兆1,646億円
TPP 関連政策大綱実現に向けた施策	3,403億円
災害復旧・防災・減災事業	5,169億円
復興の加速化等	8,215億円
その他喫緊の課題への対応	3,037億円
地方交付税交付金	1兆2,651億円

表2 補正予算の主な費用

年金生活者等支援臨時福祉給付金（事務費234億円と併せ）	3,624億円
ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金	1,021億円
保育所等の整備	511億円
東日本大震災復興特別会計への繰入	7,935億円
自衛隊の災害対処能力・安定的な運用態勢の確保	979億円
米軍再編に係る経費等	757億円
国連分担金・国際機関拠出金等	1,853億円

り、予算の無駄遣いとい
か言いようがありません。
また防衛関係予算
について重点的な配分が
なされていることも特徴
的です。これは、昨年の
安保法制改定による集
団的自衛権の限定的行
使を装備面などで担保
するために措置された
ものですが、米軍再編に
係わる経費とともに、安
倍内閣の防衛力強化の
方向が明確に打ち出さ
れたと言えるでしょう。
しかし、今日、緊急を
要する政策課題は山積

円を計上しました。具体的には、前述の年金生活者等支援臨時福祉
給付金3624億円の他、「希望出生率1.8」に向けた保育所等の整
備費に511億円、保育士修学資金貸付事業に566億円、また「介
護離職ゼロ」に直結する緊急対策として介護基盤の整備加速化事業に
922億円、介護人材の育成・確保・生産性向上に444億円などを
計上しました。これらの予算措置には政策的意義はありますが、本来は
年度初めからの手厚い対策が求められる施策であり、小規模の補正予算
で補足的に手当てするようなものではありません。来年度予算案を含
め、本格的な対策を講じることが求められます。

一方、補正予算案の目玉として投資促進策が掲げられ、「ものづくり・
商業・サービス新展開支援補助金」として1021億円、「中小企業等
の省エネ・生産性革命投資促進事業」として442億円などが計上さ
れています。具体的には、中小企業の革新的な新商品・サービス開発、生
産性向上のための設備導入に対して補助上限額を引上げるというもの
ですが、これまでの中小企業施策の延長線にあるものであり、大きな効
果が新たに生まれてくるとは思えません。

この他、農家の反発を受けているTPPの合意に対して、補正予算案
では「TPP関連政策大綱実現に向けた施策」として3403億円が
計上されていますが、このうち940億円が農地や水路など農業インフ
ラを整備する農業農村整備事業に充てられ、農業土木分野へのバラマキ
の様相を示しています。

これらの問題を含め、補正予算案(表3)は選挙向けの大盤振る舞いの
性格が強く、衆参の予算委員会における審議を注視していかなければな
りません。

国内の景気をどのように浮上させるのか、あるいは格差が拡大する中で
子どもの貧困をはじめとする生活困窮者への対策をどのように進めるの
か、とりわけ格差・貧困対策として生活支援・学習支援・就労支援や
増大する非正規雇用への対策が急がれているのです。

安倍政権は、これらの社会的要請をよそに、「一億総活躍社会の実現に
向けて緊急に実施すべき対策等」として補正予算案に1兆1646億

表3 平成27年度補正予算の概要

項目	内容	総額
1. 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等		1兆1,646億円
(1)「希望出生率1.8」及び「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策等	・希望出生率1.8(第2の矢)関連 ・保育所等の整備(511億円)(このうち501億円は都道府県が設置した基金への「子育て支援対策臨時特例交付金」、保育士修学資金貸付等事業(566億円)、保育所等におけるICT化推進等事業(148億円)、三世代同居・近居の推進(161億円)、地域における結婚に向けた活動の支援等(36億円)、公立学校等施設整備(438億円)、ひとり親家庭等の支援(117億円)、児童虐待防止対策の強化(91億円) 「介護離職ゼロ」(第3の矢)関連 ・介護基盤の整備加速化事業(922億円)(このうち921億円は都道府県が設置した基金への「地域介護対策支援臨時特例交付金」、介護人材の育成・確保・生産性向上(444億円)、サービス付き高齢者向け住宅の整備(189億円)	3,951億円
(2)アベノミクスの果実の均てんによる消費喚起・安心の社会保障	・年金生活者等支援臨時福祉給付金(3,390億円)(別途事務費234億円) 給付額は給付対象者一人につき3万円 ①平成27年度の簡素な給付措置(一人につき6,000円)の対象者のうち、低所得の高齢者(65歳以上:1,130万人程度)を対象にできる限り早期に支給 ②平成28年度の簡素な給付措置(一人につき3,000円の見込み)の対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金受給者(①の該当者を除く:150万人程度)に対しては、平成28年度の簡素な給付措置と併せて支給(平成28年度予算) ※簡素な給付措置の支給対象者は住民税の非課税対象者(課税者の扶養親族や生活保護受給者などは除く) (所得水準の目安)※東京23区などの例 給与所得者の場合―――単身:100万円、夫婦:156万円 公的年金受給者の場合―――単身・65歳以上:155万円、夫婦・65歳以上:211万円 など 【備考】 ・子育て世帯に対し、消費税引き上げ(5→8%)による影響を緩和するために給付されてきた子育て世帯臨時給付金(平成27年度:子ども一人につき3,000円)は廃止 ※子育て世帯臨時給付金の支給対象者は児童手当(児童手当の所得制限限度額以上の方は除く)の対象となる児童	3,624億円
(3)投資促進・生産性革命	・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金(1,021億円)、中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進補助金(442億円)、住宅省エネリノベーション促進事業(100億円)、国・自治体・独法等のサイバーセキュリティ強化(520億円)	2,401億円
(4)地方創生の本格展開等	・地方創生加速化交付金(1,000億円)、海外展開戦略等支援事業(60億円)、地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業(67億円)、訪日外国人の受入環境整備(外航クルーズ船の急増、宿泊施設のインバウンド対応支援等)[41億円]、訪日プロモーション(42億円)、出入国管理体制の整備(27億円)	1,670億円
2. TPP関連政策大綱実現に向けた施策		3,403億円
(1)攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)	・畜産クラスター事業(610億円)、農産物の産地パワーアップ事業(505億円)、農地の更なる大区画化・汎用化等(農業農村整備事業)[940億円]、革新的技術開発・緊急展開事業(100億円)、担い手経営発展支援金融対策(100億円)、木材産業・水産業の体質強化(515億円)	3,122億円
(2)TPPの活用促進・TPPを通じた「強い経済」の実現	・日本製機材の海外展開・投資環境整備等(無償資金協力・技術協力等)[229億円]、対日直接投資促進(13億円)、放送コンテンツの海外展開支援(12億円)	280億円
3. 災害復旧・防災・減災事業	災害復旧 ・公共土木施設等の災害復旧等[1,032億円]、学校施設等の災害復旧等[92億円] 防災・減災事業 ・自然災害リスク回避等のための防災・減災対策(2,642億円)、農山漁村の防災・減災対策(308億円)、循環型社会形成推進交付金等[473億円]、水道施設の耐震化対策等(285億円)、矯正施設等の耐震化等[148億円]、大学・研究開発法人等の防災対策等[89億円]、鉄道施設の安全対策、緊急的な火山観測体制の強化等[99億円]	5,169億円
4. 復興の加速化等	・26年度決算剰余金等の一部を活用した東日本大震災復興特別会計への繰入(7,935億円)(復興債の償還など)、廃炉・汚染水対策事業(156億円)、原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化等[124億円] ※復興特別会計において、除染事業の追加783億円、福島12市町村の被災事業者の自立支援228億円等を計上。	8,215億円
5. その他喫緊の課題への対応		3,037億円
(1)国民生活の安全・安心の確保	・テロ対策・サミット対応経費(144億円)、自衛隊の災害対処能力・安定的な運用態勢の確保(979億円)、戦略的海上保安体制の構築等(255億円)(※再掲29億円を含む)、情報収集衛星・国産ロケット高度化等[421億円]、マイナンバーカードの製造・発行等(283億円)	2,285億円
(2)中小事業者・農林漁業者等の支援	・相談窓口等(軽減税率)[170億円]、高速道路料金割引(256億円)、水田活用の直接支払交付金(160億円)、さけ・ます流し網漁禁止緊急対策(100億円)	752億円
6. その他	・国連分担金・国際機関拠出金等(1,853億円)、米軍再編に係る経費等(757億円)、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金(295億円)、すまい給付金(200億円)(平成26年4月の消費税率引上げに伴う住宅取得に係る給付措置を実施するために必要な経費)	3,560億円

※上記のほか、地方交付税交付金の増加(1兆2,651億円)を計上。
※平成27年度補正予算の概要(平成27年12月18日閣議決定)、平成27年度補正予算等の説明(財務省平成28年1月4日)、各省庁の資料などから作成

2. 上方改定された国民所得統計

政府は、来年度政府予算案の編成を前に、昨年12月22日に「平成28年度政府経済見通し」を発表しました。これによると、来年度の実質GDPは1.7%、名目で3.1%の伸びを見込んでいます。27年度については、政府は当初の実質1.5%を下方修正して1.2%としています。現在の状況では、この達成も困難なのではないかと予測も出ています。来年度は、これを上回る1.7%ということですが、内外の経済情勢を見るとこの数字を達成するのでは容易ではないと思われます。昨年の四半期別の国民所得統計を見ますと、4～6期が実質▲0.3%、名目0.1%となり、7～9期は当初の1次速報でマイナスとなり、日本経済の失速が叫ばれました。7～9期の2次速報がプラスに上方修正され、政府・与党関係者も胸をなで下ろしたことでありますが、具体的経緯は次のとおりであり、厳しい状況は変わりありません(表4)。

内閣府は、まず11月16日に7～9月期の「実質国内総生産

表4 2015年7～9期の国内総生産の速報(1次速報と2次速報) (前期比)

	実質		名目	
	1次速報値	2次速報値	1次速報値	2次速報値
国内総生産 (GDP)	▲0.2	0.3	0.0	0.4
[年率換算]	[▲0.8]	[1.0]	[0.1]	[1.6]
民間最終消費	0.5	0.4	0.5	0.4
民間住宅	1.9	2.0	1.9	1.9
民間企業設備	▲1.3	0.6	▲1.0	0.8
公的需	0.2	▲0.1	0.5	0.0
輸出	2.6	2.7	2.0	2.0
輸入	1.7	1.7	1.3	1.3

(GDP)の1次速報を発表し、「前期比▲0.2%、年率換算で▲0.8%」となりました。そして12月8日に2次速報値を発表し、11月16日に発表した1次速報を大幅に上方改定し、「前期比プラス0.3%、年率換算でプラス1.0%」「名目でも前期比プラス0.4%、年率換算でプラス1.6%」となりました。実質成長率、名目成長率ともに1次速報値から上方改定したわけですが、統計処理上の改定とは言え、マイナスからプラスへと真逆の速報結果となったのは意外な感じがします。

内閣府は、上方改定の理由として、民間在庫品増加や民間企業設備などの推計値を上方修正したとしています。

1次速報と2次速報との違いは次のように説明されています。

在庫品に関しては、1次速報は「鉱工業生産指数」の製品在庫指数、流通在庫については「商業販売統計」の商品手持額から推計しますが、仕掛品在庫と原材料在庫については、「四半期別法人企業統計調査(法人季報)」の棚卸資産残高から推計するため、これが発表されてからの推計となり、2次速報にその結果が反映されます。

また、民間企業投資については、1次速報では「工業統計表」の結果が利用できないため、「鉱工業指数」や「生産動態統計」など産業を大括りにした統計を用いる簡易コモディティー・フロー法により供給側推計値を使用しますが、2次速報では、「法人季報」のデータを利用して需要側推計値を作成し、先の供給側推計値と加重平均して推計値を策定するため、数値が変わってくるというものです。

推計の元となるデータの違いによって、1次速報と2次速報の間に誤差が生じるのは当然のことではありますが、今回のように、マイナスからプラスへと大きく改定されると、社会全体に与える影響が大きくなる

ため、今後、担当部局において速報値の推計精度を高める努力を期待したいと思います。

3. 経済活動の停滞とアベノミクスの評価

7～9月期の国民所得の推計値の上方改定によって、経済成長率はプラスに転じましたが、4～6期のマイナス成長とともに依然として景気は停滞状況にあることは間違いありません。

とくに、昨年11月16日の1次速報では2期連続のマイナスとなったため、国内外のエコノミストや投資家から「アベノミクス失敗論」が大きく浮上しました。そして、この論調の流れは現在も続いています。

しかし、安倍政権は自らがアベノミクスの成功を喧伝し、さらに昨年9月14日に「①2020年頃に名目GDPを600兆円にする。②2020年初頭に希望出生率1.8を実現する。③2020年代中頃に介護離職をゼロにする」という「新3本の矢」を打ち出しました。国民にバラ色の社会・経済の姿を見せようとしています。が、経済の実態はそんなものにはなっておらず、新方針を打ち出すことそのものがアベノミクスの失敗、あるいは効果が小さかったことを物語っているのではないかと思います。

元々のアベノミクスは政権に復帰した自公の政権が、2013年1月以降、「大胆な金融緩和」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」という三つの方針と具体的政策を打ち出したものですが、現時点でこの総括が済んでいるとは言えません。その目標は「デフレ脱却」ということでしたが、日銀が目指したインフレ目標2%の達成もほど遠いものになっていますし、GDPも前述のように停滞したままです。このような

状況のもとで、唐突に新しい「3本の矢」が出て来ても、多くの人は疑問を感じるだけです。

アベノミクスに対する批判は、これまで伊東光晴・京都大学名誉教授や、浜距子・同志社大学教授など、金融政策による景気対策を主張する「リフレ政策」を批判するケインズ派の経済学者によって行なわれてきましたが、これらの批判も、株価の上昇や円安、それに伴う輸出産業の回復によって、「単なるいちゃもん」に過ぎないと無視されてきました。

しかし、今日、国民所得統計でみる限り、景気は停滞・下降局面に入っているという見方が拡がっており、マスコミ等でも、「新3本の矢への失望」、「アベノミクスはしばらく様子見」、あるいは「アベノミクスは終わった」という海外の論調を紹介するまでになっています。

例えば、昨年11月17日のアメリカの「ウォール・ストリート・ジャーナル」の「アベノミクス、今こそ再考の時」と題した社説は、「日本経済の停滞に終止符を打つという首相の公約は達成できておらず、今こそ抜本的に再考しなければならない」と示唆しています。

また、ロイター通信は昨年11月18日に、デンマークの投資銀行のサクソバンクの主任エコノミストであるスティーン・ヤコブセンの「アベノミクスは失敗に終わったと思う。新3本の矢はもはや矢ではない。構造改革はどこへ行ったのか」とのインタビュー内容を伝えています。

さらに、ニューヨーク・タイムズは11月18日の「日本の人口問題」と題した論説で、「近々、米連銀が利上げに踏み切ることになれば、円の価値はますます下落し、日銀はさらに手詰まりに陥る。日銀がアベノミクスへの信認を守るためにさらに国債を買いつけるとしたら、ますます円安が進むが、円安を業績向上に結びつけることに失敗し続けた日本は輸出

企業を、さらなる円安で救済することは出来そうにない。他方、輸入された食品やその他の商品を買う消費者はその過程で大きな打撃を受けると論評しています。

今後の我が国の経済は、アメリカ経済や中国経済の動向、企業の投資行動、春の賃上げの状況など、様々な要因によって状況は変移していくこととなりますが、確実な経済の好循環を作っていくためには、基本的に必要な拡大・消費の拡大が不可欠となります。したがって、春の賃上げはもちろんのこと、不安定雇用が家計の維持に大きなマイナス要因になっていることから、正規雇用の拡大に重点をおいた雇用政策の推進、生活困窮者への支援、子どもや若者が将来に希望が持てるような就学支援措置や職業能力を高める教育の充実などの諸施策を優先的に展開していく必要があると考えます。

安倍政権のスローガン政治や、非正規雇用労働者の増加を雇用が増えたと評価するような統計数字の恣意的な利用を許さず、真に求められる政策の推進と関係予算の確保を粘り強く要求していかなければなりません。

表1 政府予算案の主な収支項目と前年度比較

	2015 年度予算	2016 年度予算案	増減率
歳出総額	96 兆 3, 420 億円	96 兆 7, 218 億円	0. 4%
基礎的財政収支対象経費	72 兆 8, 912 億円	73 兆 1, 097 億円	0. 3%
社会保障関係費	31 兆 5, 326 億円	31 兆 9, 738 億円	1. 4%
文教・科学振興費	5 兆 3, 584 億円	5 兆 3, 580 億円	▲0. 0%
地方交付税交付金	15 兆 5, 357 億円	15 兆 2, 811 億円	▲1. 6%
防衛関係費	4 兆 9, 801 億円	5 兆 541 億円	1. 5%
公共事業費	5 兆 9, 711 億円	5 兆 9, 737 億円	0. 0%
経済協力費（ODA など）	5, 064 億円	5, 161 億円	1. 9%
エネルギー対策費	8, 958 億円	9, 308 億円	3. 6%
その他事業経費・予備費	8 兆 1. 111 億円	8 兆 221 億円	▲1. 1%
国債費	23 兆 4, 507 億円	23 兆 6, 121 億円	0. 7%
歳入総額	96 兆 3, 420 億円	96 兆 7, 218 億円	0. 4%
税収	54 兆 5, 250 億円	57 兆 6, 040 億円	5. 6%
所得税	16 兆 4, 420 億円	17 兆 9, 750 億円	9. 3%
法人税	10 兆 9, 900 億円	12 兆 2, 330 億円	11. 3%
消費税	17 兆 1, 120 億円	17 兆 1, 850 億円	0. 4%
その他	9 兆 9, 819 億円	10 兆 2, 110 億円	2. 3%
その他収入	4 兆 9, 540 億円	4 兆 6, 858 億円	▲5. 4%
公債金	36 兆 8, 630 億円	34 兆 4, 320 億円	▲6. 6%
公債金（建設国債）	6 兆 30 億円	6 兆 500 億円	0. 8%
特例公債金（赤字国債）	30 兆 8, 600 億円	28 兆 3, 820 億円	▲8. 0%

2016年2月23日

◆2016年度政府予算案・税制改正案の問題点

現在、衆議院で審議されている「2016年度政府予算案」は、関連して実施される税制改正とともに、いくつかの問題点や課題を含んでいます。

政府予算案は、各省庁の経常的経費や政策的経費を賄う「一般会計予算案」と、労働保険会計や特許会計など特定の収入源をもつて特定の事業を行なう「特別会計予算案」の二つがあります。このうち国会に提出して承認を得なければならないのは「一般会計予算案」です。その予算規模は96兆7218億円にのぼり、過去最大の規模となっています。

今日のように、税収の増加が見込まれる中にあつては、政府予算案への評価は、主として次のような視点から行なわれます。①財政再建との関係でどうみるのか、②税制改正の公平・公正性とともに、予算と税制による所得再配分機能がどの程度働いているのか、③社会保障関係費は社会的にニーズに応える側面と効率化すべき側面のバランスがとれているのか。

以下、これらの視点から来年度政府予算案について検証します。

1. 予算規模と財政再

まず、財政再建について見ます。政府予算案の特徴は、景気回復による所得税・法人税などの増収を見込んだ分の多くを国債発行の縮減分に充てることにしています。表1にあるように、税収の見積もりは本年度が

54兆5250億円、来年度予算案が57兆6040億円で約3兆円の増収を見込んでいます。このうち、公債費の発行を2兆4300億円減らし、2000億円を支出増に振り向ける形になっています。このような予算の組み方について、政府・与党は財政再建に向けた積極的な措置だと主張し、一方で、野党は財政のムダを取り除く努力が見えず、増収分をあてにした大盤振る舞い予算で、財政再建への道のりは見えない、と批判しています。

すでに政府は、2013年8月に「当面の財政健全化に向けた取組等について（中期財政計画）」を閣議決定し、2020年度までに「基礎的財政収支（プライマリー・バランス「PB」）」を黒字化する、との財政健全化目標を掲げました。「基礎的財政収支」は、国債費（利払い分と償還分）を除いた「歳出」と、国債発行収入を除いた税収など「歳入」の収支バランスのことです。

2015年度のプライマリー・バランスは、当初予算で13兆4122億円の赤字、2016年度は予算案で10兆8199億円の赤字となっています。これから毎年3兆円ずつこの赤字を減らして行けば、2020年度までにプライマリー・バランスが黒字化する計算となりますが、今後、経済が持続的に成長し、安定的に税収が確保されていくのかどうかは保証できませんし、社会保障関係費は自然増により確実に増えていきます。行財政上の効率化、ムダの排除というインセンティブを保持し、歳出面からの財政再建のための施策を追求していかなければならないと考えます。

他方、我が国の1000兆円以上にのぼる財政赤字問題の強調は、消費税引き上げなど増税を受け入れる世論を広げる財務省のプロパガ

ンダだと批判する論評もあります。この考え方は、政府の財政を企業と同様に、資産と負債のバランスシートで評価すべきだとの考えに基づいています。

国のバランスシートについては、財務省主計局が2005年から毎年、正式に出していますが、「平成26年度 国の財務書類」は本年1月に出され、具体的な「貸借対照表」は表2のとおりです。

これによると、来年度末の国の資産は679兆8114億円。このうち、比較的換金が可能なのは、「現金・預金」27兆7618億円、「有価証券」139兆4771億円、「貸付金」138兆2510億円、「出資金」79兆39億円の合計約384兆4938億円。一方、負債は、公債や政府短期証券や借入金など、合計1171兆8103億円です。そして、負債と有形固定資産などを含めた資産の差額は▲491兆9990億円で、これがネットの国債となるわけです。

問題は、この我が国の1年間の国内総生産（GDP）に匹敵する約500兆円をどのように評価するか、ということです。政府系特殊法人や日銀なども連結対象企業とすれば、このネット国債はさらに250兆円程度にまで減るという試算もある中で、我が国の財政状況は政府が言うほどに厳しいものではないという説も十分に成り立ちます。

今日の財政状況を厳しいとするのか、あるいは政府は大きな資産を持つているので言われるほどには厳しくないとするのか、この見解の相違は、増税政策の是非論に大きく影響します。いずれにせよ、国の財政状況は、経済・景気の動向に左右され、また一段と高齢化が進む中で社会保障制度の運営や改革の動向にも大きく影響されます。基本的には、1年でも早くプライマリー・バランスの黒字化をはかり、政策的支出を膨らま

せて、最大の高齢化社会を乗り切る財政的基盤を固めることが肝要だと考えます。2月15日に発表された「10月～12月期GDP速報」では、マインナス成長という結果になっています。このような経済の実情などを考慮すれば、少なくとも、景気回復による税収増に期待するのは禁物だと考えます。

2. 予算案・税制改正案における所得再分配機能の課題

今日の福祉国家においては、政府予算や税制は基本的に所得の再分配機能を持ちますが、来年度予算案と税制改正案を見ると、いくつかの点で、この再分配機能を弱めるような施策が見られます。

その一つは、消費税の軽減税率の導入です。政府案は、来年4月から消費税率を10%に引き上げる際に食料品などの税率を8%に据え置くというものです。食料品に対する軽減税率の導入は、低所得者の負担を軽減する措置として見られがちですが、所得の高い層ほど軽減額も多くなり、逆進性対策とはならないとする意見が大半です。しかも、政府は、軽減税率導入のための財源約1兆円のうち4000億円を、予定していた「総合合算制度」の実施見送りで調達しようとしているのです。この「総合合算制度」は、国民が医療、介護、保育等、公的サービスを受ける際に負担する窓口一部負担や利用者負担について、低所得者には、例えば世帯所得の10%といった上限を決め、それを超える分は公費負担にしようとする制度です。低所得者層にあつては、病气、介護、保育など複数の困難を抱えた世帯が多く、これらの利用者負担は複合的に家計の重みを増しているという実態があり、所得の再分配をはかる有効な政策の一つとして、民主党政権時代から準備されてきたものです。消費税の逆進性

表2 2016年度の財政の貸借対照表(2017年3月31日時点)

＜資産の部＞		＜負債の部＞	
現金・預金	27兆7,618億円	未払金	10兆2,819億円
有価証券	139兆4,771億円	未払備金・未払費用	1兆6,418億円
たな卸資産	4兆147億円	保管金等	7,089億円
未収金・前払費用等	15兆8,003億円	前受金・前受収益	582億円
貸付金	138兆2,510億円	未経過保険料	1,343億円
運用寄託金	103兆6,747億円	賞与引当金	3,004億円
その他債権	3兆852億円	政府短期証券	99兆1,948億円
有形固定資産	179兆5,735億円	公債	884兆9,151億円
無形固定資産	2,258億円	借入金	28兆8,975億円
出資金	79兆39億円	預託金	6兆5,414億円
		責任準備金	9兆6,502億円
		公的年金預り金	113兆7,053億円
		退職給与引当金	8兆0,519億円
		その他債務等	7兆7,286億円
		負債合計	1,171兆8,103億円
		＜資産・負債差額の部＞	
		資産・負債差額	▲491兆9,990億円
資産合計	679兆8,114億円	負債及び資産・負債差額合計	679兆8,114億円

出所：財務省「平成26年度 国の財務書類」

対策には直結しない軽減税率を導入ために、低所得者対策を放棄しようとしており、認めるわけにはいきません。

一方で、政府予算案では、①低所得者で子どもが複数の一人親世帯への児童扶養手当の増額（子ども3人・年収227万円以下で月5万円→5万8000円）、②低所得者で子どもが多い世帯の保育料負担の軽減化（年収360万円以下で第2子は半額・第3子は無料）、③大学生向け無利子奨学金の対象者拡大（総額880億円）——などの低所得者対策が盛り込まれています。これらの予算は、緊急を要する対策として計上されたことは評価しますが、全体の予算総額と給付額水準では全く不十分であると言わざるを得ません。全体としてみても、来年度の政府予算案と税制改正案は、所得再分配機能を十分に発揮しているとは言えず、評価することはできません。

なお、2016年度の税制改正の具体的内容を表3にまとめていますので、ご参照下さい。

3. 社会保障関係予算の課題

（1）社会保障関係予算の抑制の本質

最後に、来年度予算案の社会保障関係費を見てみます（表4）。総額は31兆9738億円で、今年度予算と比較して、額で4412億円、率で1.4%増えました。社会保障関連費は政府予算の歳出の約3分の1を占める最大のもので、そのうち、消費税引き上げ分の使途対象の「医療・年金・介護・少子化対策」の4分野で約8割を占めます。

厚生労働省は、昨年夏の概算要求で高齢化による自然増として

表4 来年度予算案の社会保障関係費の内訳

	2015 年度	2016 年度案
年金給付費	11 兆 1, 194 億円	11 兆 3, 130 億円
医療給付費	11 兆 2, 123 億円	11 兆 2, 739 億円
介護給付費	2 兆 8, 294 億円	2 兆 9, 323 億円
少子化対策費	1 兆 9, 742 億円	2 兆 0, 241 億円
生活扶助等社会福祉費	4 兆 34 億円	4 兆 80 億円
その他	3, 939 億円	4, 225 億円
合 計	31 兆 5, 326 億円	31 兆 9, 738 億円

よつて黒字化がもたらされましたが、一方で、後期高齢者支援金の報酬の導入によつて、大企業などで運営されている健康保険組合や公務員共済などが負担増になり、相対的に協会けんぽは支援金負担が軽減されたという実情があります。しかも、2017年度より全面的に総報酬

6700億円を見込んでいますが、最終的な予算案では、①薬価引き下げによる診療報酬の引き下げ、②医薬品価格の適正化、③協会けんぽ（全国健康保険協会）への国庫補助の減額、によつて4412億円に抑えたとしています。努力のあとを評価してもらいたいという意図が見えますが、一概にそうとは言ひ切れません。

財政事情から、社会保障関係費の自然増を抑制し、国民のニーズを優先したムダのない制度の効率的運用が求められることは当然ですが、例えば、今回の協会けんぽへの国庫補助率の減額は、その背景に、協会けんぽにおける財政の黒字化という事情があります。財政赤字が続いた協会けんぽは、これまで保険料率の引き上げや国庫補助に

具体的には、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」です。すでに、本年度補正予算において、低所得の高齢者向けに1人3万円の支給が決まっていますが、さらに来年度予算案では、65歳未満の低所得の障害・遺族基礎年金受給者に1人3万円を簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の

このうち、社会保障の充実策として「子ども・子育て支援策の充実（＋817億円）」や「国民健康保険への財政支援の拡充（＋380億円）」、あるいは「子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進」に1931億円、「不妊治療への助成拡大に158億円」等が計上されており一定の評価はできますが、一見して予算が充実していると思われるものの、実際は夏の参議院議員選挙を意識したバラマキ的な性格をもった項目があります。

④後代への負担のつけ回しの軽減に3.4兆円——となっています。

2016年度においては8兆2000億円と見込まれています。その内訳は、①基礎年金国庫負担に3.1兆円、②社会保障の充実に1.35兆円、③消費税引き上げに伴う社会保障4経費の増加に3700億円、

（2）社会保障の充実予算とバラマキ

そのほか、社会保障関係予算で特徴的な支出項目と金額は次のようになっています。

消費税率の5%↓8%の引き上げに伴う国と地方の増収分は、

割が実施され、多くの健保組合・共済はさらに財政運営で苦しむことが予想されています。現政権が、「共助」の名の下で、実際は勤労者に偏った負担増を前提に社会保障関係財政の効率化を進めようとするならば、それは「整合性ある財政政策」とは言えません。

表3 平成28年度税制改正の大綱について(主なもの)

	内容	備考	負担															
個人所得課税	空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入 ・ 相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除（3,000万円）を導入。		↓															
	三世代同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入 ・ 三世代同居に対応した ^(※) 住宅リフォーム（①調理室、②浴室、③便所又は④玄関のいずれかを増設する工事で、改修後①から④までのいずれか2つ以上が複数となるもの かつ 工事費用の合計額が50万円を超えるもの）に関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入。	借入金：住宅借入金等の年末残高の1～2% 自己資金：標準的な工事費用相当額の10% ※ 実際同居しなくても、三世代同居に対応したリフォームであれば対象。	↓															
	スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の導入 ・ 検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用（年間1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度を導入。	・ 本特例の適用を受ける場合、現行の医療費控除の適用を受けることができない。	↓															
	個人の寄附税制の包括的な見直し ・ 国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入。 ・ 公益法人等について、個人寄附に係る税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和。		↓															
	農地保有に係る課税の強化・軽減 ・ 農業委員会から農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地について、通常の農地より固定資産税の評価額を引上げ。 ・ 所有する全農地を農地中間管理機構に10年以上貸し付けた場合は、固定資産税等の課税標準を最初の3年間価格の2分の1等とする特例措置を創設。		↑ ↓															
法人課税	機械及び装置の固定資産税の特例措置の創設 ・ 中小企業の実生産性向上に関する法律（仮称）の制定を前提に、中小企業者等が、同法の施行の日から平成30年度末までに、同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械及び装置 ^(※) の取得をした場合には、固定資産税の課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を創設。	※ ①販売開始から10年以内 ②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上 ③1台または1基の取得価格が160万円以上のいずれにも該当するもの。	↓															
	成長志向の法人税改革 法人税率の引下げ等 <table><thead><tr><th></th><th>現行(平成27年度)</th><th>平成28・29年度</th><th>平成30年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>法人税率</td><td>23.9%</td><td>23.4%</td><td>23.2%</td></tr><tr><td>法人事業税所得割^(※)</td><td>6.0%</td><td>3.6%</td><td>3.6%</td></tr><tr><td>(参考) 国・地方の法人実効税率</td><td>32.11%</td><td>29.97%</td><td>29.74%</td></tr></tbody></table> ※ 平成28年度までは、地方法人特別税を含む		現行(平成27年度)	平成28・29年度	平成30年度	法人税率	23.9%	23.4%	23.2%	法人事業税所得割 ^(※)	6.0%	3.6%	3.6%	(参考) 国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%	・ 平成27年度税制改正で引下げが決まっていた国・地方の法人実効税率（平成28年度）のさらなる引き下げ（31.33%⇒29.97%）。
	現行(平成27年度)	平成28・29年度	平成30年度															
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%															
法人事業税所得割 ^(※)	6.0%	3.6%	3.6%															
(参考) 国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%															
消費課税	課税ベースの拡大等 ・ 租税特別措置の見直し（後掲） ・ 減価償却の見直し（建物附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化） ・ 欠損金繰越控除の更なる見直し（法人の控除限度 平成28年度：所得の65%⇒60%、平成29年度：所得の50%⇒55%） ・ 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（現行（平成27年度）：3/8⇒平成28年度：5/8）		＝ ＝ ＝															
	租税特別措置の見直し ・ 生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止 ^(※) ・ 環境関連投資促進税制の見直し（売電用の太陽光発電設備の除外等） ・ 雇用促進税制の見直し（対象地域・対象雇用者の限定）等	※ 現行：即時償却等⇒平成28年度：特別償却率50%等⇒平成29年度：廃止（平成28年度税制改正法案において明確化）	↑															
	地方法人課税の偏在是正（平成29年度～） ・ 法人住民税法人税割の税率の引下げ及び地方法人税の税率の引上げ、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止、法人事業税交付金の創設		＝															
	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設 ・ 地域再生法の改正を前提に、地方公共団体の行う同法の認定計画に記載された一定の事業に関連する寄附金を支出した場合の税額控除を創設		↓															
	復興支援のための税制上の措置 ・ 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、一定の見直し ^(※) を行うつつ、適用期限を5年延長（その際、被災地の実情等を踏まえ、一部要件緩和）等	※ 特別償却率の縮小、税額控除率の引き下げ、対象資産の除外 など	↑															
消費課税	消費税の軽減税率制度の導入 ・ 平成29年4月から軽減税率制度を導入。 ・ 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食品、②新聞の定期購読料 ・ 軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） ・ 平成33年4月から適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を導入。それまでの間は簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。 ※ 軽減税率制度の導入に当たり、 <u>安定的な恒久財源を確保^(※)</u> するとともに、軽減税率制度の円滑な導入・運用のために必要な措置を講ずる旨を、平成28年度税制改正法案に規定する。	※ 軽減税率導入で税込約1兆円目減り。 ※ うち4,000億円は低所得世帯の医療費などを国が補助する「総合合算制度」導入見送りで確保（自公合意）。 ※ 「年金生活者支援給付金」(低年金者に対し月額最大5,000円を年金に上乗せ支給、消費税率10%への引上げ時に施行)の財源約5,600億円が狙われる？	↓ or ↑															
国際課税	外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充 ・ 外国人旅行者向け消費税免税制度につき、免税販売の対象となる一般物品の購入上限額を引下げ（1日1店舗当たり「10,000円超」⇒「5,000円以上」）。		↓															
	車体課税の見直し ・ 平成29年4月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入。 ・ 平成28年度に適用される自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽減）の見直し・延長。		↑ ↓															
国際課税	日台民間租税取決め ・ 「日台民間租税取決め」（租税条約に相当。法的効力は無し。）（平成27年11月に署名）に規定された内容（日台間で支払われた配当等の源泉地における課税の税率の10%への引下げ等）を日本で実施するための国内法を整備。 多国籍企業情報の報告制度等の構築 ・ 多国籍企業のグローバルな活動・納税実態の把握のため、各国が協調して情報収集・共有する枠組等を構築。		＝ ＝															
その他	納税環境整備 ： 国税のクレジットカード納付制度の創設 インターネット上でのクレジットカードによる国税の納付を可能とする制度を創設。 関税 ： 加算税制度の見直し 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置等を導入。		＝															

※ 平成28年度税制改正の大綱（平成27年12月24日閣議決定）および概要をもとに加減としゆき事務所が作成、「負担」欄は加減としゆき事務所の評価。

3000円(平成27年度は6000円)に付とになっています。

これらの低所得者向けの給付金は、僅かながらも生活を下支えるものとなり、受給者にとってはプラスになるものですが、前述のように、「総合合算制度」を見送るなど、低所得者に厳しい対応を取ろうとしている面もあり、選挙を意識したバラマキ的な施策であるとの評価は免れません。また、前述の簡素な給付措置(臨時福祉給付金)が継続する一方で、子育て世帯に対して消費税引き上げ(5%↓8%)による影響を緩和するために給付されてきた子育て世帯臨時給付金(平成27年度…子ども一人につき3000円)は廃止されます。

来年度政府予算案の問題点・課題を徹底的に追究していかなければなりません。